

地域間幹線系統確保維持計画および生活交通路線確保維持計画について

1 バス路線に関する補助制度について

国においては、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みを支援することを目的に、補助制度として地域公共交通確保維持改善事業を創設（平成 23 年 4 月施行）した。

そのほか、北海道や市町村の補助制度により、国の補助事業の対象外となるバス生活路線について一定の補助を行うなど、国・北海道・市町村の適切な役割分担により、バス路線の維持・確保が図られている。

補助対象となる路線は、系統キロや輸送量、運行回数などによって、

- 国と道が維持する路線（地域間幹線系統）
- 道と市町村が維持する路線（広域生活交通路線）
- 市町村のみで維持する路線（市町村単独補助路線）

の 3 種類に区分される。

（補助対象期間は前年度の 10 月 1 日から当該年度の 9 月 30 日まで）

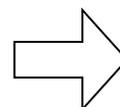
2 計画策定に係る市生活交通協議会における協議

生活交通路線の維持に係る国や道の補助を受けるには、北海道の地域協議会で路線維持に関する 3 カ年計画を策定し、国の承認を得ることとされている。

北海道の地域協議会が今年度策定する計画は、地域間幹線系統確保維持計画と生活交通路線確保維持計画の 2 つで、これらに登載される市内関係路線について、本市協議会においても協議するものである。

路線区分	策定計画
地域間幹線系統 (国と道の補助)	地域間幹線系統確保維持計画 平成 30 年度 (H29. 10～H30. 9 運行分) 平成 31 年度 (H30. 10～H31. 9 運行分) 平成 32 年度 (H31. 10～H32. 9 運行分)
広域生活交通路線 (道と市町村の補助)	生活交通路線確保維持計画 平成 29 年度 (H28. 10～H29. 9 運行分) 平成 30 年度 (H29. 10～H30. 9 運行分) 平成 31 年度 (H30. 10～H31. 9 運行分)
市町村単独補助路線 (市町村のみの補助)	

補助対象路線となる市内関係路線について、市協議会でも協議・検討し、その結果を計画に反映



都道府県協議会で
計画策定

■ バス生活路線維持費補助制度の概要

区 分	地域間幹線系統 (国と道の補助)	広域生活交通路線 (道と市町村の補助)	市町村単独補助路線 (函館市分)
系 統 キ ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村 (※1) にまたがるもの ・広域行政圏の中心都市にアクセス 	10 km以上 (循環系統は 20km 以上)	—
運 行 回 数 (※2)	3 回以上/日	<ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村 2 回以上/日 ・同一市町村のうち過疎地域内を運行 2 回以上/日 	—
輸 送 量	15~150 人/日	<ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村 10~150 人/日 ・同一市町村のうち過疎地域内を運行 10~150 人/日 	—
補 助 対 象 経 費	経常費用－経常収益 平均乗車密度が 5 人未満の路線は輸送量を 5 人で除した数値を運行回数とみなした場合の運行回数分に相当する額	経常費用－経常収益 平均乗車密度が 5 人未満の路線は輸送量を 5 人で除した数値を運行回数とみなした場合の運行回数分に相当する額	経常費用－経常収益
補 助 対 象 期 間	補助金の交付を受けようとする会計年度の 9 月 30 日を末日とする 1 年間		
補 助 限 度 額	経常費用の 45%		
負 担 割 合	国 1/2 道 1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村 道 1/2 市町村 1/2 ・同一市町村のうち過疎地域内を運行 道 1/2 市町村 1/2 <市町村は距離按分>	全額市町村 <市町村は距離按分>

※1 複数市町村要件は平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するが、平成 13 年 4 月 1 日以降に市町村合併が行われた後に同一市町村内の路線を新たに補助対象とすることはできない。

※2 運行回数は地域協議会が認めた場合は平日 1 日あたりとする。

《市町村単独補助路線（函館市分）の概要》

補助対象とする路線（19年度以降新規補助対象路線は市内完結路線）

- 平均乗車密度が5人以上の不採算路線
- 平均乗車密度が5人未満の不採算路線で、事業者が函館市生活交通協議会における意見を尊重して、起終点や経路、運行回数などについて見直しを行う改善計画を作成し、改善計画に基づく見直しを実施した路線（ただし、旧4町村関係路線については、当分の間、継続して補助対象路線とする。）

参 考

地域間幹線系統と広域生活交通路線の補助制度では、補助対象となる路線において、他の路線と競合する区間が50%を超え、かつ、その区間の1日の合計輸送量が150人を超える場合は、競合区間の割合に応じて当該補助対象路線の補助金がカットされることとなっており、このことから、函館市・北斗市・七飯町においては、この補助金のカット分の一部について事業者に補助をしている。

なお、国においては、地域間幹線系統確保維持計画に位置付けられた路線の維持に係る地方の取り組みに対して、特別地方交付税措置を講じることとしている。

3 地域間幹線系統確保維持計画(案)および生活交通路線確保維持計画(案)について

地域間幹線系統確保維持計画および生活交通路線確保維持計画に登載される函館市関係分の路線について、渡島地域生活交通確保対策協議会案(資料2)が示されたところである。

市としては、案で示された路線は市民生活に必要であると認められることから、地域間幹線系統確保維持計画および生活交通路線確保維持計画に位置づけ、国・北海道とともに路線維持補助制度に則って補助を行い、その運行を確保していきたいと考えている。

■ 「1日当たり運行回数」を「平日1日当たりの運行回数」とする路線〈市関係分〉

地域間幹線系統

1日当たりの運行回数3回以上→平日1日当たりの運行回数3回以上

- ・ 函館鹿部線② (バスセンター～七飯～鹿部出張所)
- ・ 下海岸線① (バスセンター～谷地町～釜谷)
- ・ 川汲鹿部線① (バスセンター～川汲～榎法華支所前)
- ・ 川汲鹿部線② (バスセンター～川汲～鹿部出張所)
- ・ 下海岸線③ (バスセンター～谷地町～下原木)
- ・ 上磯線 (バスセンター～七重浜～茂辺地)
- ・ 函館木古内線② (バスセンター～函病・五稜郭～小谷石)
- ・ 函館松前線(松前号)(松前出張所～知内出張所～バスセンター)

〔 利用客数が減少する年末年始においては、運休や減便による特別ダイヤで運行し、効率的な運行を図っている。 〕

《参 考》

■ 系統の分類〈市関係分〉

(上段：平成 29 年度，下段：平成 28 年度)

	複数市町村系統	市内完結系統	合 計
地域間幹線系統	13	注) 4	17
	13	注) 4	17
広域生活交通路線	0	7	7
	0	7	7
市町村単独補助路線	3	7	10
	3	7	10
合 計	16	18	34
	16	18	34

注) 当該 4 路線は，函館市と合併した 4 地域にまたがる路線であり，補助制度上は複数市町村系統に分類される。

■ 平成 28 年度補助金の額〈市関係分〉

(単位：百万円)

	国	北海道	函館市
平成 28 年度補助金 (34 系統)	109	114	29